令和６年度特定健診・特定保健指導について（令和６年度報告）

１ 特定健診実施体制

（1）対象者　北九州市国民健康保険加入の40歳～74歳

（2）実施方法

個別方式 ： 北九州市医師会加入の協力医療機関（約460機関）

集団方式 ： 区役所や市民センター等（239 回）、6月開始

（3）実施時期

通年 ： 5月中旬以降に対象者約13 万 7 千人に受診券送付

２ 特定保健指導実施体制

個別方式 ： 特定健診を受診した個別医療機関で実施

集団方式 ： 特定健診を受診した集団健診実施機関で実施

３ 目標値と実績（法定報告値）

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
健診受診率	目標値*	48.0%	52.0%	56.0%	60.0%	42.0%
	実績	**33.5%**	**34.2%**	**35.2%**	**35. 6%**	**34. 1%（暫定値）**
	政令市平均	26.4%	28.1%	29.5%	30.4%	-
	政令市順位（20 市中）	**３位**	**４位**	**４位**	**４位**	-
特定保健指導実施率	目標値*	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%	35.0%
	実績	**18.9%**	**19.3%**	**20.2%**	**20.8%**	**集計中**
	政令市平均	13.6%	14.0%	14.3%	14.4%	-
	政令市順位（20 市中）	**６位**	**６位**	**６位**	**６位**	-

＊ 目標値は第三期特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）及び第四期特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）による。

４ 特定健診受診率及び特定保健指導実施率向上への取組

（1） 広報活動

市政だより、ホームページ、市民センターだより等に掲載

（2） 地域ボランティアによる働きかけ

健康づくり推進員・食生活改善推進員

（3） 健康づくり事業との連携

健康マイレージ事業、地域で GO！GO！健康づくり事業やイベント等

（4）　未受診者対策
　　未受診者に対しハガキ、SMS（ショートメッセージサービス）による受診勧奨
（5）　かかりつけ医との連携
（6）　専門職の訪問、電話等による受診勧奨

5　市国保として独自に実施している健診後の事後フォロー

（1）　特定保健指導の対象外で、生活習慣病予防及び重症化予防が必要な者（受診勧奨値がある等）へ保健指導実施。各区役所から訪問や電話で実施。また、各区・校区等で健診データ等の分析による対策を検討し、国保・後期高齢者医療において切れ目のない支援を実施。

（2）　腎機能低下から人工透析に移行することを予防するため、健診結果から、かかりつけ医、腎臓専門医の受診を円滑につなぐ、CKD（慢性腎臓病）予防連携システムの運用。CKD ヒートマップシールを活用した多職種連携による支援体制の整備。

（3）　糖尿病性腎症重症化予防のため、「糖尿病連携手帳」を活用した多職種連携による支援体制の整備や、糖尿病の未治療者・治療中断者等へ専門職による保健指導（訪問）を実施。

（4）　新　特定保健指導実施率の向上と、メタボリックシンドローム該当者の運動を通じて肥満解消へつなげるため、特定保健指導を受けた方に対して、市スポーツ施設定期券を提供する。令和6年度から開始。

6　北九州市国民健康保険第三期保健事業実施計画（データヘルス計画）策定

　国民健康保険法第 82 条第 4 項の規定による「国指針」に基づき策定。「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく「第四期特定健康診査等実施計画」を包含。
　令和6年～令和11年　（6年間）の計画。

参考

子ども・子育て支援金制度について

制度の概要

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」が令和6年6月12日に公布され、

少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、

医療保険の保険料とあわせて拠出いただく「子ども・子育て支援金制度」が**令和8年度に創設**される。

子ども・子育て支援納付金の按分（イメージ）

・国民健康保険においても、令和８年度の保険料から子ども・子育て支援金分保険料の賦課・徴収が必要となる

※数字はR10年度の見込み

支援納付金の総額
（充当事業の予算額として毎年度決定）

個人・事業主拠出の総額１兆円＋公費（※）の計1.3兆円程度
※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の**医療保険料負担総額**により按分

後期高齢医療制度とそれ以外

後期高齢者【8.3%】※R10見込み。R８・９は８%（法定）

後期高齢者以外 【91.7%】

1,100億円程度
（現行制度に準じた低所得者への負担軽減あり）

※ 広域連合間においては、被保険者数、所得に応じて按分。

国保と被用者保険の**加入者数**により按分

国保と被用者保険

2,500万人 国保【23%】

7,400万人 被用者保険【68%】

3,000億円程度
（現行制度に準じた公費投入及び低所得者への負担軽減あり）

※ 都道府県間においては、18歳以上被保険者数に応じて按分。

総報酬により按分

被用者保険間

3,800万人 協会けんぽ【30%】 **3,900億円程度**

2,700万人 健保組合【28%】 **3,700億円程度**

940万人 共済組合等【10%】 **1,300億円程度**

（労使折半）

（共済組合（公務員）の事業主負担分は公費）

事業主が0.4兆円程度を拠出

※R7.3 こども家庭庁 支援金制度等準備室作成資料より抜粋

支援金の試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

・国の試算によると、国民健康保険の「加入者一人当たり支援金額」は平均月額２５０円～４００円となる見込み

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり医療保険料額（令和３年度実績）（②）	（参考）①／②
	令和８年度見込み額	令和９年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
全制度平均	**250円**	**350円**	**450円**	9,500円	4.7%
被用者保険	**300円**（参考）被保険者一人当たり 150円	**400円**（参考）被保険者一人当たり 600円	**500円**（参考）被保険者一人当たり 800円	10,800円（参考）被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円（参考）被保険者一人当たり 400円	350円（参考）被保険者一人当たり 550円	450円（参考）被保険者一人当たり 700円	10,200円（参考）被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円（参考）被保険者一人当たり 500円	400円（参考）被保険者一人当たり 700円	500円（参考）被保険者一人当たり 850円	11,300円（参考）被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円（参考）被保険者一人当たり 550円	450円（参考）被保険者一人当たり 750円	600円（参考）被保険者一人当たり 950円	11,800円（参考）被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険（市町村国保）	**250円**（参考）一世帯当たり 350円	**300円**（参考）一世帯当たり 450円	**400円**（参考）一世帯当たり 600円	7,400円（参考）一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者医療制度	**200円**	**250円**	**350円**	6,300円	5.3%

※R7.3 こども家庭庁 支援金制度等準備室作成資料より抜粋

賦課・徴収について

・医療保険料と合わせた賦課・徴収の方法について、政令・省令の整備が進められる

基本的な方向性

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（７割、５割、２割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。注
- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。

注　未就学児の5割分は公費負担とし、未就学児の残りの5割分及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもにかかる10割分については、対象となるこども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとし、引き続き政省令の整備等を検討。

※R7.3 こども家庭庁 支援金制度等準備室作成資料より抜粋

国が示しているスケジュール案、本市の対応

・国の動向を注視しつつ、令和７年度に必要な対応準備を進めていく

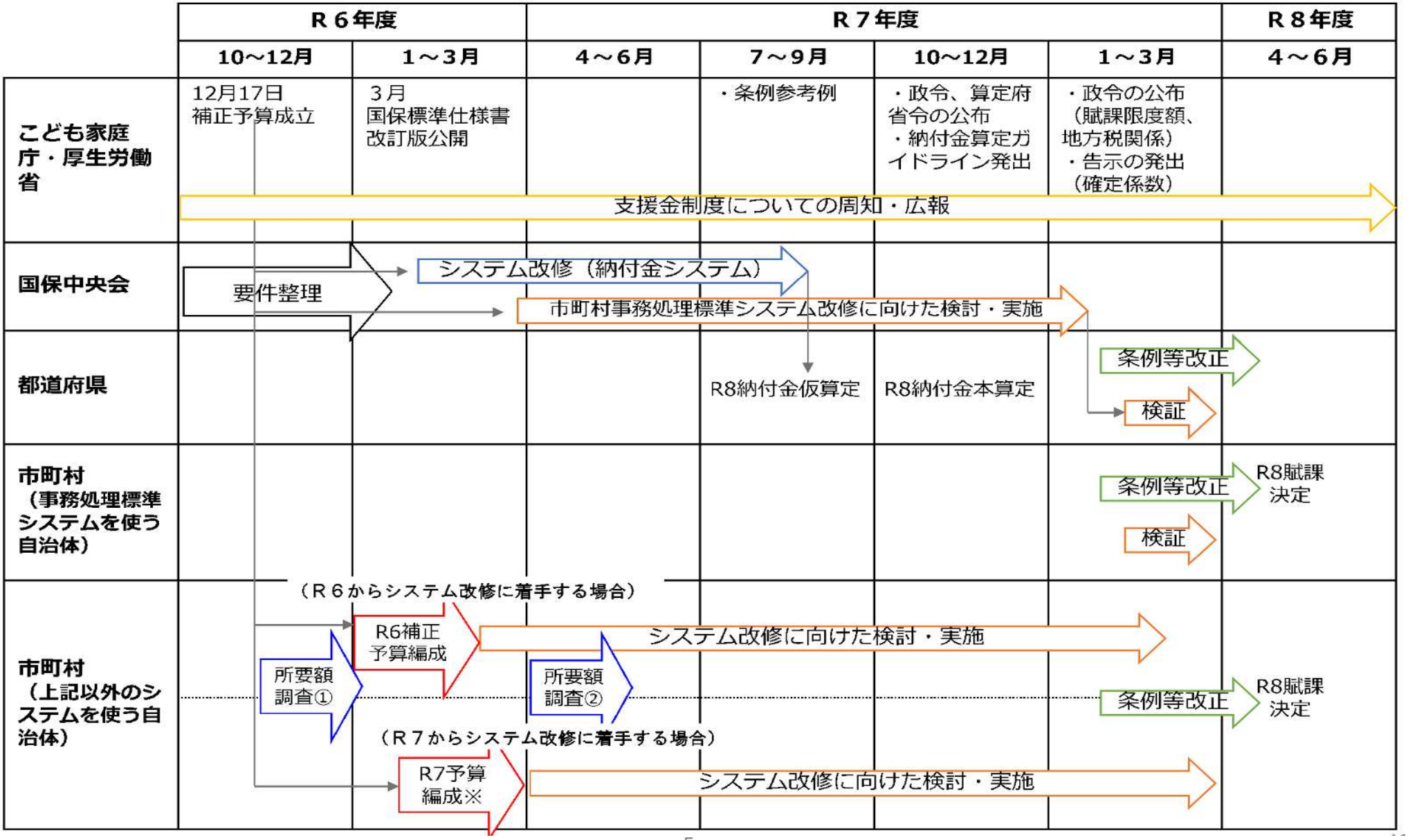

※R7.3 こども家庭庁 支援金制度等準備室作成資料より抜粋